

公告第4号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和6年7月24日

郡山地方広域消防組合

管理者 品川 万里



第1 制限付一般競争入札に付する事項

- 1 件名 郡山消防本部庁舎玄関ホール自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け
- 2 貸付物件 下表のとおり。その他詳細については、別紙「仕様書」及び「物件調書」のとおり。

施設名称等 (所在地)	貸付場所	貸付面積 (設置台数)	販売品目	付加機能
郡山地方広域消防組合 消防本部庁舎 (郡山市堂前町5番16号)	玄関ホール	1.35 m ² (1台)	清涼飲料水 (ペットボトル・缶)	災害救援機能 キャッシュレス 決済対応

- 3 貸付期間 令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年間とする。
また、契約の更新は認めないこととする。

第2 入札執行の場所及び日時

- 1 場所 郡山地方広域消防組合消防本部庁舎5階 多目的視聴覚室
(郡山市堂前町5番16号)
- 2 日時 令和6年8月29日(木) 午前10時00分
※ 郵便及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 法人格を有する団体又は個人で、市税等の滞納がないこと。
- 3 自動販売機(同様の販売品目)の設置業務について、3年以上の管理及び運営の実績を有していること。
- 4 郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)に準じ、役員等が、郡山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。
- 5 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者について

は、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

6 福島県内に本社、支店又は営業所等を有する者であること。

第4 入札参加の申込み

1 入札参加希望者は、本公告中第3に掲げる資格基準について、次項第4号に掲げる入札参加申請書等（以下「申請書等」という。）を管理者に提出し、当該貸付契約に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。（申請書等は、郡山地方広域消防組合（以下、「本組合」という。）ウェブサイトからダウンロードすること。）

2 申請書等の受付

(1) 期 間 令和6年7月24日（水）から令和6年8月15日（木）まで
（郡山地方広域消防組合の休日を定める条例に規定する本組合の休日（以下「本組合の休日」という。）を除く。）

(2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 場 所 本組合消防本部4階総務課庶務係において行う。
（郵送等の取扱いは行わない。）

(4) 提出書類

ア 入札参加申請書

イ 誓約書

ウ 履歴事項全部証明書若しくは身分証明書又はその写し。ただし、公告日以降に発行されたものに限る。

(ア) 法人格を有する団体の場合は、法務局で発行された履歴事項全部証明書又はその写し

(イ) 個人の場合は、市区町村役場で発行された身分証明書又はその写し

エ 納税証明書又はその写し。ただし、本公告日以降に発行されたものに限る。

オ 印鑑証明書若しくは印鑑登録証明書又はその写し。ただし、本公告日以降に発行されたものに限る。

カ 自動販売機設置状況報告書と3年以上の設置実績を証明する次のいずれかの書類

(ア) 行政財産使用許可書の写し

(イ) 行政財産又は普通財産の貸付に係る契約書の写し

(ウ) 土地所有者等と交わした自動販売機の設置に係る契約書の写し
（写しの提出にあつては、土地所有者等の了承を得ること。）

(エ) 土地所有者等が発行する自動販売機の設置証明書（任意様式）

キ 設置を希望する自動販売機のカatalog等

3 確認結果の通知

入札参加資格の確認は、前項第1号に定める申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は入札参加資格確認通知書により、令和6年8月22日（木）までに通知する。

第5 仕様書等に対する質疑応答

1 仕様書等に対する質問がある場合は、公告日から令和6年8月1日（木）まで（本組合の休日を除く。）に、本組合消防本部総務課庶務係に持参により提出するものとする。（郵送、ファクシミリ等の取扱いは行わない。）

- 2 質問に対する回答は、令和6年8月6日（火）までに仕様等回答書により質問者に回答するとともに、本組合ウェブサイトに掲載するものとする。

第6 入札保証金

入札保証金は、郡山地方広域消防組合契約規則第25条第1項第2号又は同項第4号により、免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、納付しないこととした入札保証金（入札金額の5%）と同額の金額を本組合に納めること。

第7 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第8 入札の中止等

公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第9 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第10 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。（見積書の提出は2回を限度とする。）

第11 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者は、公有財産借受等申請書を提出の上、本組合と公有財産貸付契約を締結するものとする。
- 2 契約の締結は、落札者の決定後、7日以内に行わなければならない。
- 3 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第3に掲げる資格のうち、第1項、第4項又は第5項のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 4 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、本組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 5 契約保証金は、郡山地方広域消防組合契約規則による。

第12 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には、件名・貸付物件を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 その他必要な事項は、郡山地方広域消防組合契約規則のとおりとする。

第13 その他

不明な点については、本組合消防本部総務課庶務係（電話：024-923-8171）まで問い合わせること。

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付けに係る仕様書

1 件名

郡山消防本部庁舎玄関ホール自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け

2 貸付物件 下表のとおり。

施設名称等 (所在地)	貸付場所	貸付面積 (設置台数)	販売品目	付加機能
郡山地方広域消防組合 消防本部庁舎 (郡山市堂前町5番16号)	玄関ホール	1.35 m ² (1台)	清涼飲料水 (ペットボトル・缶)	災害救援機能 キャッシュレス決済 対応

3 貸付期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年間とする。また、契約の更新は認めないこととする。

4 自動販売機の設置日及び撤去日

貸付期間の初日及び末日が施設の休館日になる場合は、郡山地方広域消防組合（以下「本組合」という。）は、設置事業者と自動販売機の設置日及び撤去日を協議し、決定するものとする。

5 賃貸料

落札者が入札した金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

なお、入札書には、総額の賃貸料の金額を記載することとする。

6 賃貸料の納入

賃貸料は会計年度ごとに徴収する。

毎年度4月30日までに本組合が発行する納入通知書により納入することとする。

ただし、令和6年度については、10月31日までの納入とする。

なお、本組合が納入期限を別途指定する場合はこの限りでない。

7 設置する自動販売機及び管理運営

自動販売機とその管理運営は次のとおりとする。

(1) 大きさ

土台、転倒防止板及び放射スペースを含めて、仕様書の2の貸付物件に係る表中の貸付面積の範囲内とし、高さは2メートル以内とすること。

なお、貸付面積には、使用済容器回収ボックスの設置面積を含めるものとする。

(2) 環境対策

ア 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 販売品目

仕様書の2の貸付物件に係る表中の販売品目についての詳細は、下表のとおりとする。

なお、実際に販売する商品の種類については、事前に施設の管理者と相談の上決定すること。

販売品目	詳細（仕様内容）
清涼飲料水 (ペットボトル・缶)	密閉型容器（ペットボトル又は缶）に入ったお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を販売すること。 ただし、酒類の販売は行わないこと。

(4) 販売価格

標準小売価格以下とすること。

(5) 商品の品質管理

消費期限の確認等、安定した高品質な商品を提供するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

(6) 付加機能

仕様書の2の貸付物件に係る表中の付加機能についての詳細は、下表のとおりとする。

付加機能	詳細（仕様内容）
災害救援機能	災害発生時は自動販売機に収容されている飲料製品を無償で提供することを前提とした機器で、災害発生時に本組合が飲料の提供を必要とした場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。
キャッシュレス決済 対応	キャッシュレス決済として、スマートフォン決済と非接触ICカードの対応ができること。非接触ICカードは、交通系及び流通系の電子マネーも使用が可能とすること。 ※キャッシュレス決済対応機器の調達が困難な場合は、本組合と設置事業者の協議の上、できる限り早期に導入できるように努めること。

(7) 安全対策

転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）を遵守し、さらに、JIS規格で規定されていない接地面においては、JIS規格と同等以上の安全性が確保できる据付方法による措置を講じ、転倒による事故を防止すること。

(8) 使用済み容器の処理（販売品目が食品の場合を除く。）

回収ボックスを設置し、適切に回収・リサイクルすること。

なお、原則として、販売する飲料の容器（ペットボトル・缶等）の種類ごとに回収ボックスを準備すること。

(9) 費用負担等

ア 費用の負担

契約の締結並びに自動販売機の設置、管理運営及び撤去に要する一切の費用を負担すること。

イ 子メーターの設置

自動販売機に係る電気量等を計測するため、計測器を設置すること。

ウ 光熱水費の納入

自動販売機の稼働に必要な光熱水費は、本組合が発行する納付書（上半期・下半期の年2回）により、本組合へ納入すること。

(10) 売上報告書の提出

売上状況を年度ごとに取りまとめ、翌年度の4月20日までに、本組合に対し売上状況の報告を行うこと。

ただし、必要に応じ、不定期で報告を求める場合は、指定された期限までに報告を行うこと。

(11) 適正な自動販売機の維持管理、故障対応

商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充、自動販売機の内部及び外部の清掃、機械の保守を随時行い、適正な維持管理を行うこと。

自動販売機には、故障時等の連絡先を明記し、故障、問合せ及び苦情については、即時対応すること。

(12) 自動販売機設置に伴う事故

本組合の責に帰する事由による場合を除き、その責を負うこと。

(13) 商品等の盗難及び破損

本組合の責に帰することが明らかな場合を除き、本組合はその責を負わない。商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの責任により速やかに復旧すること。

8 貸付物件の返還

契約の満了時により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復し本組合の指定する日までに返還すること。

ただし、本組合が認めた場合は、原状に回復する必要は無い。

9 その他

(1) 契約の解除

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第5項又は同法第238条の5第4項に基づく解除

本組合は、貸付期間中、国または地方公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき、直ちに契約を解除することができるものとする。

イ 書面による申出に基づく契約の解除

本組合は、本組合又は設置事業者から解除しようとする日の6か月前までに、書面による解除の申し出があった場合は、契約を解除することができるものとする。

(2) 契約の解除に伴う損害賠償の請求について

設置事業者は、(1)により契約を解除された場合において、損害が生じた場合であっても、その補償を請求しないものとする。

(3) 自動販売機の売上が減少した場合の補償の請求について

設置事業者は、貸付期間中における自動販売機の売上が、物件調書に記載した金額と比較して減少した場合であっても、その補償を請求しないものとする。

(4) 施設の閉鎖又は改修工事について

本組合は、事業の執行及び施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖又は改修工事を行うことがある。

(5) 施設内での移動販売車による販売等について

施設利用者の利便性の更なる向上の観点から、敷地内で移動販売車による販売等を行うことがある。

(6) 疑義等の決定

本仕様書に定めのないものについては、両者協議の上決定する。

(7) その他の事項について

別紙「物件調書」及び「災害時における災害救援機能付き自動販売機の使用に係る特記仕様書」のとおりとする。

(8) 不明な点について

本組合消防本部総務課庶務係（電話：024-923-8171）まで問い合わせること。

災害時における災害救援機能付き自動販売機の使用に係る特記仕様書

災害救援機能付き自動販売機とは、平常時は通常の飲料販売用自動販売機として設置事業者が一般消費者に飲料製品を販売し、災害発生時は自動販売機に収容されている飲料製品を無償で提供することを前提とした機器で、停電時においても飲料製品の取り出しが可能なものをいう。

この特記仕様書は、災害時における災害救援機能付き自動販売機の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 災害救援機能付き自動販売機の使用

- (1) 市内に暴風、豪雨地震その他の災害が発生又は、発生するおそれがあり、本組合が飲料提供を必要と判断した場合は、本組合は設置事業者より貸与された飲料製品の無償提供のために災害救援機能付き自動販売機を操作する災害救援専用キーを使用し、災害救援機能付き自動販売機を使用できる。
- (2) 設置事業者が無償で提供する飲料製品は、災害救援機能付き自動販売機使用開始の時点での機内在庫のみとする。
- (3) 本組合は、災害救援専用キーを使用し、災害救援機能付き自動販売機を使用した場合は、設置事業者に遅滞なく連絡するものとする。
- (4) 災害救援専用キーは、設置事業者が本組合へ1個貸与し、本組合の責任において厳重に管理するものとする。

2 責任範囲

- (1) 災害救援機能付き自動販売機による飲料製品提供は、十分な数量の飲料製品の提供を保証するものではなく、災害救援機能付き自動販売機に十分な数量の飲料製品が収容されていない場合でも、設置事業者に供給の義務はないことを確認し、本組合は当該事由に基づく損害賠償請求を行うことはできない。
- (2) 災害時でないにも関わらず、災害救援専用キーを使用し、災害救援機能付き自動販売機が使用され飲料製品が取り出された場合、本組合と設置事業者は相互連絡をし、設置事業者が当該行為を器物損壊又は窃盗事件として警察に被害届の提出又は、告訴の届出を行うことを承諾するものとする。

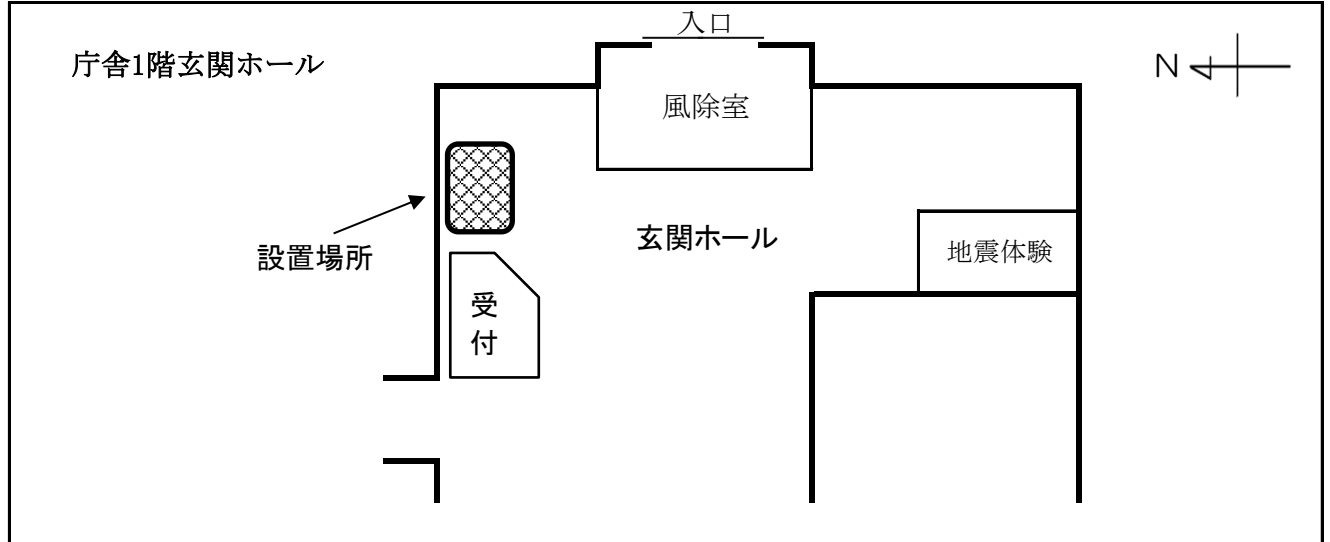
物件調書

1 物件概要

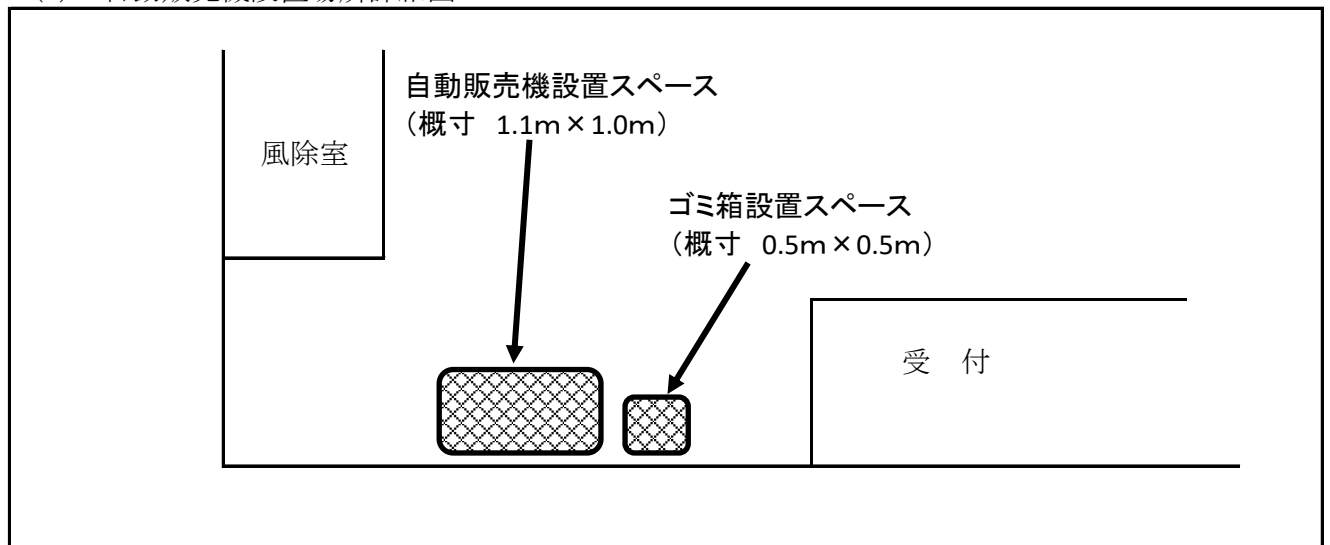
施設等名称 (所在地)	貸付場所	貸付面積 (設置台数)	販売品目	付加機能
郡山地方広域消防組合 消防本部庁舎 (郡山市堂前町5番16号)	玄関ホール	1.35m ² (1台)	清涼飲料水 (ペットボトル・缶)	災害救援機能 キャッシュレス決 済対応

2 自動販売機設置施設場所詳細

(1) 自動販売機設置施設平面図



(2) 自動販売機設置場所詳細図



(3) 施設等に係る特記事項

定例休館日・休館期間	定例休館日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3	
指定管理者への管理代行の有無 (有の場合は指定管理者)	(○) 無 () 有	
利用者概数 (対象期間)	来庁者・職員 約6,000人 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)	
現在設置自動販売機売上額 (対象期間)	926,420円 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)	
現在設置自動販売機電気料 (対象期間)	18,914円 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)	
他貸付契約等による 設置 (予定) の自動販売機	() 無 (○) 有 【清涼飲料水 (ペットボトル・缶) 1台】	